年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年3月まで

私は、夫と同時に国民年金加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を地区の集金人に納めていた。申立期間当時の保険料は、一人3,000円から4,000円ぐらいであったと記憶しており、申立期間について、夫の保険料が納付済みとなっているのに、私の分が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の6か月の国民年金保険料について、その夫の保険料と一緒に地区の集金人に納付していたと主張するところ、申立期間に係る夫の保険料については納付済みであることが確認できる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和38年3月25日に払い出されている上、社会保険事務所の記録から、昭和41年4月から申立期間直前の55年9月までの174か月については、夫婦共に国民年金保険料は納付済みであり、それ以外の期間の申請免除期間や未納期間についても、夫婦二人の記録はおおむね一致していることが確認でき、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた地区において、国民年金納付組合が組織され、その代表者が申立人宅の国民年金保険料の集金を行っていたことが、同人の証言から確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から38年3月まで

私の国民年金加入手続は、当時同居していた兄が行い、国民年金保険料については、兄が、毎年の米代金を支払った後に、私を含め家族全員分を納めてくれていたので、申立期間について、私の分だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の兄は、夫婦の保険料を完納している上、申立人についても申立期間の7か月を除き、申立人が結婚するまでの間の保険料をすべて納付しており、申立人の兄の納付意識は高かったものと考えられる。

また、A市町村の国民年金被保険者名簿や社会保険事務所の記録等から、申立期間直後の昭和 38 年度の保険料は、過年度保険料として納付され、納付時期は昭和 39 年 10 月であったものと考えられるが、その時点では申立期間の保険料についても過年度保険料として納付可能であり、納付意識の高かった申立人の兄が納付したとの主張に不自然さはみられない。

さらに、A市町村では、「申立期間当時、過年度保険料の納付が可能な期間については、過年度保険料の納付書を発行し、納付を促していた。」と回答している。

加えて、申立期間は7か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年4月から 53 年3月までの国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

免除申請は、夫と一緒に行っており、申立期間について、夫のみが申 請免除期間とされ、私だけが免除期間とされていないことには納得でき ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間の 12 か月を除き、国 民年金保険料を納付又は免除申請が承認されていることが確認できる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付や免除申請は、夫婦二人分を一緒に行っていたと主張するところ、社会保険庁の記録及びA市町村の国民年金被保険者名簿から、申立期間を除き、申立人とその夫の納付記録(納付済み期間、申請免除期間及び未納期間)は、おおむね一致していることが確認できる。

さらに、申立期間についてはその夫は免除申請が承認されていることが確認でき、申立人も一緒に免除申請を行っていたとの主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 48 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から48年12月まで

ねんきん特別便が送られてきて、社会保険事務所に国民年金の納付記録について問い合わせたところ、昭和 47 年8月 22 日に被保険者資格が喪失されており、47 年8月から52 年6月までの国民年金保険料については還付済みであると説明された。

私は、昭和 40 年8月に国民年金に任意加入してから 52 年6月まで継続して国民年金保険料を納付しており、47 年8月に国民年金をやめると申し出た記憶も無く、還付金を受け取った記憶も無い。

申立期間については未加入期間となっているが、国民年金の任意加入被保険者として、保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金保険料納入通知書兼領収証書及び社会保険事務所の保管する国民年金被保険者台帳の記録から、申立人は、申立期間を含む昭和47年8月から52年6月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金の任意加入被保険者であったが、社会保険事務所保管の還付整理簿及び国民年金被保険者台帳の記録から、申立人の被保険者資格喪失日を昭和47年8月22日とする遡及した資格喪失処理が行われ、納付済みとなっていた47年8月から52年6月までの保険料が52年9月14日に還付された旨の記録が確認できる。

しかしながら、申立人がA共済組合に加入した昭和 49 年1月以降の期間を除き、国民年金の任意加入被保険者として保険料を納付していた 47

年8月から48年12月までの期間について、申立人の被保険者資格を遡及して喪失処理させる合理的な理由は無く、適切な事務処理が行われたものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月、56年3月から同年6月までの期間、56年9月、57年3月、57年7月、57年9月、58年3月、58年9月、59年3月、59年3月及び60年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年9月

- ② 昭和56年3月から同年6月まで
- ③ 昭和56年9月
- ④ 昭和57年3月
- ⑤ 昭和 57 年 7 月
- ⑥ 昭和57年9月
- ⑦ 昭和58年3月
- ⑧ 昭和58年9月
- ⑨ 昭和59年3月
- ⑩ 昭和59年9月
- ⑪ 昭和60年3月

昭和55年度から59年度にかけて、A事業所で勤務していた。契約の都合上、申立期間については自分で国民年金に加入するようにと事務担当者から指導され、当時、同居していた祖母が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれていたはずである。

申立期間については、国民年金に加入し、保険料を納付していたこと を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間の保険料の納付状況

等は不明である。

また、申立人は、当時同居していた祖母が国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付を行ってくれていたはずであると主張しているが、社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは無く、申立人の祖母は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していた両親は、申立人の国民年 金加入については分からないとしている上、ほかに申立期間の保険料が納 付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 37 年 3 月までの期間、37 年 7 月から 38 年 3 月までの期間及び 38 年 10 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月から37年3月まで

② 昭和37年7月から38年3月まで

③ 昭和38年10月から39年3月まで

私も夫も結婚以来生活を共にし、国民年金保険料についても夫婦で同様に納付してきた。しかし、給付される年金額は夫の半額程度であり、納得できない。この点については夫もおかしいと言っている。

昭和 36 年度、37 年度及び 38 年度については、A市町村役場B支所に出向いて現金で納めた。遅れがちであったが、申立期間の保険料については、私たちの年金手帳を持って集金に自宅を訪れていた同支所の女性の職員に支払った。

すべて納めたとまでは言えないが、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたこと をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、夫婦の国民年金保険料については二人分を一緒に納付してきたと主張するところ、社会保険庁の記録から、申立期間①、②及び③についてはその夫も同様に未納であるとともに、夫婦二人の国民年金保険料の納付済み期間、申請免除期間及び法定免除期間はいずれもおおむね一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自宅を訪れていたA市町村役場B支所の女性の職員に納付していたと主張しているが、

A市町村では「申立期間当時のB地区における国民年金保険料の集金の有無については、資料が現存しておらず不明である。」と回答している上、同市町村で国民年金業務を担当していた元職員4人は「女性の嘱託職員に国民年金保険料の集金業務をお願いしたことはあったと思うが、その時期は覚えていない。ただし、国民年金制度発足から、2、3年ぐらいは、未納者に対する納付勧奨は行っていなかったと思う。」としており、申立人の申立期間の保険料納付をうかがわせる具体的な証言等を得ることはできなかった。

加えて、申立人の夫は「今、納めないとA市町村に納めることができなくなる。」と集金人から言われた記憶があり、その際に納めたのは4か月分ほどであり、過年度保険料として、銀行、郵便局等の金融機関で国民年金保険料を納付した記憶は無いと供述している。

なお、申立人は、夫婦一緒に保険料を納付してきたのに給付される年金額が夫の半額程度であることに納得できないと主張しているところ、申立人は、老齢基礎年金を受給しているのに対し、その夫は、障害基礎年金を受給しているために、両者の年金額に差が生ずることとなっていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月1日から43年3月31日まで

② 昭和43年11月1日から44年3月31日まで

③ 昭和44年11月9日から45年3月31日まで

④ 昭和58年11月13日から59年3月21日まで

申立期間①及び②は、A株式会社で、申立期間③は、B株式会社で、申立期間④は、C株式会社で働いたが、厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、雇用保険の記録により、申立人が当該期間にA株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A株式会社は「冬期の期間労働者は、日給月給のため厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している上、申立期間当時、申立人と同様に冬期の期間労働者として勤務していた同僚は「厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者原票」及び「健康保険記号番号順索引簿」、並びに「生年月日順索引簿」において、申立人の加入記録は無く、健康保険の番号に欠番も見当たらない。

2 申立期間③について、申立人が所持する手帳メモの記録により、申立 人が、当該期間にB株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B株式会社は「申立人に係る労働者名簿、履歴書等の 関係資料は見当たらず、当時の状況は不明である。」と回答している上、 当該期間の前年に同事業所に冬の期間勤務していた元従業員は「厚生年 金保険には加入していなかった。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管するB株式会社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者原票」及び「健康保険記号番号順索引簿」、並びに「生年月日順索引簿」において、申立人の加入記録は無く、健康保険の番号に欠番も見当たらない。

3 申立期間④について、雇用保険の記録により、申立人が当該期間に、 C株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C株式会社で当時、社会保険に関する事務を担当していた元社員は「季節労働者については、本人の希望により雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、申立期間当時、C株式会社が加入していたD健康保険組合における健康保険記号番号取得者名簿に、申立人の加入記録は無く、健康保険の番号に欠番も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年12月10日まで 昭和28年ごろ、A事業所に採用され、39年に退職するまで1年たり とも休職していない。定期作業員として、厚生年金保険料を給与から控 除されていたし、冬期間は失業保険をもらっていた。昭和33年の申立 期間のみ、厚生年金保険に加入していないということはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する 10 年勤続の表彰状及び当時の同僚の証言から、申立 人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間当時、申立人が同僚であったと記憶する1人についても、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無く、A事業所における申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移をみると、昭和31年度は271人、32年度は448人、34年度は466人、35年度は496人であるのに対し、申立期間の33年度は4人である。この4人のうち勤務形態が確認できた3人は、1人は内勤の事務であり、2人は採用試験に合格したものの採用枠が無かったので正式採用までの臨時採用期間中であったと回答しており、申立期間に申立人と同一職種の定期作業員は加入していないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の申立人の記録は無く、健康保険番号に記録の脱落をうかがわせる欠番も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金 保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申 立てに係る事実を確認できる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から10年7月1日まで

A市町村のB株式会社に平成 10 年6月まで継続して勤務し、厚生年金保険料も給与から引かれていた。給与明細書は探したが見付からない。B株式会社は7年7月1日に厚生年金保険適用事業所ではなくなったというが、実際には、その後も営業しており、経営不振であるような話も聞いていなかったので、納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「B株式会社における厚生年金保険の加入記録は、平成5年7月1日から同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとされる7年7月1日までとされているが、10年6月まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。」と主張するところ、雇用保険の加入記録では、申立人が同社に勤務していた期間は、平成5年7月1日から8年8月6日までであることが確認できる。

しかしながら、B株式会社の経理担当者であった元代表取締役の妻は「同社は、平成7年7月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の全喪届を提出した。当時、従業員には国民年金と国民健康保険に加入するよう説明をし、全喪後に、給与から厚生年金保険料の控除はしていない。」と証言している上、社会保険庁の記録から、同社は、平成7年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており(申立人を含む厚生年金保険被保険者全員が同日に被保険者資格を喪失している。)、申立人の健康保険証が8年3月11日に返納されていることが確認できる。

また、申立期間当時の従業員の一人は「代表取締役から、厚生年金保険と健康保険の適用がなくなるとの説明があったので、私は、国民健康保険

のみに加入した記憶がある。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し保険料の免除申請が承認されていることが確認できる上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月8日から48年8月1日まで 私がA事業所を退職したのは昭和48年7月31日であり、44年5月8日からの4年余りの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い と言われたが、納得できないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「A事業所を退職したのは昭和 48 年 7 月 31 日であり、44 年 5 月 8 日から 4 年余りの期間について A事業所での厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。」と主張するところ、雇用保険の記録から、昭和 44 年 5 月 9 日から 53 年 9 月 14 日までの期間について、B事業所に勤務していることが確認できる(なお、B事業所での申立人の厚生年金保険の資格取得日は、昭和 48 年 8 月 1 日であるが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日となっている。)。

また、昭和44年10月にA事業所に入社した社員は「申立人については記憶が無い。」とし、申立人も同社員については「記憶が無い。」としている一方、B事業所の当時の社員は「私が昭和47年4月に入社したときには、申立人は既に勤務していた。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の昭和42年11月1日から44年5月8日までの期間以外の加入記録は見当たらないとともに、申立人は44年5月に健康保険証を返納していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の 訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年9月1日まで 60歳になり、年金を請求した際に、自分の標準報酬月額が少ないことに気付いた。65歳になっても年金額が少ししか増えず不満である。 当時の処理を訂正し、私の標準報酬月額を当初の額に回復してほし

当時の処理を訂正し、私の標準報酬月額を当初の額に回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、有限会社Aの代表取締役として同社に在職し、 厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険庁の記録により認めら れる。

また、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成 10 年9月1日)の後の平成 10 年9月3日付けで、9年11月から10年8月までの10か月間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることが社会保険庁の記録により確認できる。

一方、当時、厚生年金保険の届出事務を担当していた申立人の妻は「厚生年金保険料の滞納に伴い、社会保険事務所職員が納付勧奨に訪れた際、協議の上、その場で月額変更届を作成し提出した。その際、申立人も同席していた。」としており、申立人は同社の代表取締役として、申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

また、申立人は、資格喪失後に健康保険の任意継続をしているが、訂正 (減額処理)後の標準報酬月額に基づき算定された保険料を納付してい ることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該標

準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月10日から同年7月1日まで

② 昭和41年1月10日から同年7月21日まで

厚生年金保険加入期間について照会申出書を提出したところ、社会保険事務所から、A株式会社で運転手として勤務していた期間については、昭和38年7月1日から同年9月15日まで、B株式会社で勤務していた期間については、41年7月21日から42年11月21日までしか加入記録は無かったとの回答をもらった。

両社共に前の職場を退職した数日後に就職した。就職後すぐに社会保 険に加入していないとは考えられないので、申立期間①及び②について、 厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A株式会社に係る厚生年金保険加入 記録において、資格取得日が昭和 38 年7月1日とされているが、同年 2月 10 日から勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであると主張 しているが、当時、同社で現場監督をしていた元社員は「工事監理、 運転手等の職種により、社員登用や厚生年金保険加入に違いがあっ た。」と証言し、申立人と同じ職種で勤務していた元社員は「私は、 昭和 38 年1月に入社したが、当時6か月の見習期間があったと記憶し ている。」と証言しており、この同僚の同社での被保険者資格取得日 は昭和 38 年7月1日であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険 者名簿によれば、申立人の加入記録は昭和38年7月1日から同年9月 15日までの期間以外には無く、申立期間①について、健康保険の番号 に欠番もみられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人が昭和 41 年1 月 12 日から 42 年 11 月 20 日までの期間について、B株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B株式会社を合併承継したC株式会社では「昭和 41 年当時、B株式会社では、一律6か月の見習期間があり、当該期間については健康保険及び厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している上、当時、B株式会社で勤務していた元同僚二人から「当時この業界では、ほとんどの会社で見習期間があり、会社に定着するかどうかの見極めまで3か月から6か月かかる場合があった。」との証言が得られ、この元同僚二人についても、同社において、入社後、数か月程度の厚生年金保険未加入期間があったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の加入記録は昭和 41 年 7 月 21 日から 42 年 11 月 21 日までの期間以外には無く、申立期間②について、健康保険の番号に欠番もみられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年12月1日まで

厚生年金保険加入期間について照会申出書を提出したところ、社会保険事務所から、A事業所において、昭和42年12月1日から43年7月1日までの加入記録はあるが、申立期間の記録は確認できなかったとの回答をもらった。

昭和 42 年3月に高校を卒業した後、同年4月からA事業所の寮に入り、B事業所で臨時雇用員として勤務していた。当時は、転勤や転職をしたことは無く、無職であった時期も記憶に無いので、社会保険事務所の回答に納得がいかない。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、臨時雇用員としてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の記録から、A事業所における被保険者資格取得日が昭和42年12月1日であることが確認でき、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

また、申立人と同じB事業所に勤務していた同僚二人は、社会保険事務所の記録から、申立人と同じく昭和42年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうちの一人は「昭和42年4月に臨時雇用員として採用されたが、当時は、国民年金に加入していた。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被

保険者原票を確認したが、申立人の加入記録は、昭和42年12月1日から43年7月1日までの期間以外には無く、申立期間において、健康保険の番号に欠番もみられない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月17日から32年5月1日まで 厚生年金保険加入期間について照会申出書を提出したところ、社会保 険事務所から、A事業所で勤務していた期間について、昭和29年1月 4日から同年3月17日までの2か月間しか記録が無い旨の回答をもら った。

A事業所では、B氏、C氏と一緒に勤務しており、雇用期間、雇用形態は全く一緒であった。私の年金が二人よりも少ないというのはおかしい。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「A事業所での厚生年金保険の記録は昭和 29 年1月4日から同年3月17日までしかないが、32 年5月1日まで勤務し厚生年金保険に加入していた。」と主張するところ、同事業所に昭和 28 年4月に入社した元同僚は、申立人について「入社した当時から一緒に勤務していた。しかし、昭和 29 年3月には退職したと記憶している。」とし、昭和 29 年3月に入社した元同僚は、申立人について「入社したときにいた記憶はあるが、間もなく退職したはずである。」と証言している。

また、申立人が一緒に勤務していたと記憶する元同僚二人のA事業所に おける厚生年金保険の被保険者資格取得日は、C氏が昭和28年11月1日、 B氏が申立人と同じ29年1月4日であったことが確認できる上、B氏は 「入社は昭和28年4月であるが、入社後すぐには厚生年金保険に加入さ せてもらわなかった。」と証言している。

さらに、申立人がA事業所を退職した後に就職した株式会社Dにおける

申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 32 年 5 月 1 日であるが、同社で 29 年から勤務していた元同僚二人は、申立人について「昭和 29 年 3 月ごろから勤務していた。」と証言している上、「当時、同事業所では、高校を卒業して入社試験を受け採用された社員は、昭和 31 年 8 月 1 日の適用と同時に厚生年金保険に加入できていたが、それ以外の採用者はすぐには加入できなかった。」と証言している。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、昭和 28 年 3 月 1 日の新規適用以降の記録をすべて確認したが、申立人の加入記録は 29 年 1 月 4 日から同年 3 月 17 日までの期間以外には無く、健康保険の番号に欠番もみられないとともに、株式会社Dについては、厚生年金保険の適用事業所となったのは 31 年 8 月 1 日であり、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の記録は 32 年 5 月 1 日に資格取得した記録以外には無く、健康保険の番号に欠番もみられない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立ての事 実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月1日から同年9月30日まで

- ② 昭和55年10月1日から56年3月31日まで
- ③ 昭和56年7月1日から同年9月30日まで
- ④ 昭和56年10月1日から57年3月31日まで
- ⑤ 昭和57年4月1日から同年7月31日まで
- ⑥ 昭和57年8月1日から同年9月30日まで
- ⑦ 昭和57年10月1日から58年3月31日まで
- ⑧ 昭和58年4月11日から同年9月30日まで
- ⑨ 昭和58年10月1日から59年3月31日まで
- ⑩ 昭和59年4月11日から同年9月30日まで
- ⑪ 昭和59年10月1日から60年3月31日まで

昭和 55 年度から 59 年度にかけて、A事業所で臨時職員として勤務 していた。

当時の給与から、社会保険料が控除されていたはずであり、申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B組合が保管する人事記録及び当時の同僚の証言から、申立人が申立期間について、A事業所に臨時職員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B組合及びA事業所では「臨時職員の厚生年金保険の加入については、昭和 62 年4月1日以降に任用された者から行っていた。 それより以前に任用された臨時職員については、厚生年金保険の加入手続は行っていなかった。」と回答している上、申立期間当時、申立人と同じく臨時職員としてC都道府県内の別の事業所に勤務していた者からは「厚 生年金保険の加入は無かったので国民年金に加入していた。」との証言が 得られている。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の加入記録は無く、健康保険の番号に欠番もみられない。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月ごろから44年4月ごろまで

② 昭和44年11月ごろから45年4月ごろまで

③ 昭和51年11月ごろから52年4月ごろまで

④ 昭和58年11月ごろから59年4月ごろまで

申立期間①及び②については、株式会社Aに勤務し、検査作業をしていた。

申立期間③及び④については、B株式会社に勤務し、昭和 51 年はC 事業所、58 年はD事業所に派遣されていた。

いずれの期間についても、出稼労働者として勤務していたが、厚生 年金保険に加入していたと認識しており、申立期間について、被保険 者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、雇用保険の記録及び株式会社Aの従業員 名簿から、申立人が株式会社Aに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、株式会社Aでは「従業員名簿の厚生年金保険、健康保険の欄が空欄(適用が有る場合は等級を記載)となっており、退職者名簿の退職理由が契約満了と記載されているので、申立人は、正社員ではなく有期雇用であり、厚生年金保険には加入していなかったものと考えられる。」と回答している。

また、申立人と同様にE都道府県から出稼ぎに行った元同僚3人についても、当該期間において厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

さらに、申立人は、当該期間において国民年金に加入し保険料を納付

していることが確認できる。

2 申立期間③及び④について、申立人は、B株式会社に勤務し厚生年金 保険に加入していたはずであると主張しているが、B株式会社では「正 社員は厚生年金保険に全員加入させていたが、短期で働きに来ていた出 稼労働者については加入させていなかった。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保 険者原票の記録によれば、当該期間において申立人の加入記録は無く、 健康保険の番号に欠番もみられない。

さらに、申立人は、当該期間において、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年ごろから13年ごろまで

厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、平成3年ごろから13年ごろまで働いていた株式会社Aでの加入記録が無いことが分かった。

ちゃんとした会社なら厚生年金保険を掛けてくれていると思う。調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について「株式会社Aで働いており、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、その業務内容については家庭内内職であったとしている。

また、株式会社Aでは「申立人に家庭内内職を委託していたが、家庭 内内職の委託は、雇用(使用)関係が無いため、厚生年金保険に加入さ せることはなかった。」と回答している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険の記録は無く、申立期間について、健康保険の番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。